記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

4　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録、同種又は類似の業務の実績（企業等）、地域貢献度

⑵　建設コンサルタント等の業務の成績（企業の過去３ヶ年度の実績）、優良業務表彰、事故及び不誠実な行為

⑶　予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰等

⑷　業務実施体制の妥当性

5　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰等

⑵　実施方針等

⑶　特定テーマに対する技術提案

⑷　参考見積の妥当性

6　手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話：045―211―7413

mail：pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和４年４月18日から令和４年６月21日まで説明書等を入札情報サービスより配付する（入札情報サービスＵＲＬ　https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）。これによりがたい場合は、⑴に掲げる担当部局にて配付する。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法　令和４年４月28日12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）の場合、上記⑴の担当部局に提出。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　令和４年６月22日12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送等の場合、上記⑴の担当部局に提出。

7　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　本業務における契約保証金は免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記６⑴に同じ。

⑹　上記２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も、上記６⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合は、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

⑺　詳細は説明書による。

8　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: ISHIBASHI Hironobu Vice Director of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured: 42

⑶　Subject matter of the contract: Investigation service of construction management approach to port development in Shin Honmoku area and other of Yokohama port

⑷　Time limit to express interests by electronic bidding system: 12:00　28 April 2022

⑸　Time limit for the submission of proposals by electronic bidding system: 12:00 22 June 2022

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal: NAKAZATO Kiyoshi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和４年４月18日

支出負担行為担当官
中国地方整備局長　多田　　智

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和４年度広島合同庁舎ＰＦＩ手法による整備検討業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、広島地方合同庁舎防災棟（仮称）及び敷地内の既存庁舎等を対象として、ＰＦＩ手法による整備について、以下の業務を行うものである。

・建築・構造・電気・機械分野（施設整備、維持管理・運営業務）に関する検討
・金融・法務分野に関する検討

⑷　技術提案を求めるテーマ

①　広島地方合同庁舎敷地内で実施される本事業の特性を踏まえて、防災棟（仮称）の施設整備と維持管理・運営業務のほか、既存庁舎等との関係性を考慮した事業計画の立案及び民間事業者参加への誘導方策の考え方

②　ＰＦＩ事業全体の実施を考慮して、実施方針等公表資料の作成や質疑内容の確認・整理・回答において、効率的に進めるための考え方

⑸　履行期間　契約締結の翌日～令和７年３月25日

⑹　本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻　本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

2　参加資格

⑴　技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は、②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局における令和３・４年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせの日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。